

「令和4年度「復興知」事業活動報告会運営業務委託」
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が実施する「令和4年度「復興知」事業活動報告会運営業務委託」について、公募型プロポーザル方式により業務委託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 委託業務名

令和4年度「復興知」事業活動報告会運営業務委託

(2) 業務委託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）

(3) 委託予定期間

契約締結後から令和4年10月31日（月）まで

(4) 業務内容

「令和4年度「復興知」事業活動報告会運営業務委託」仕様書のとおり。

実施にあたっては、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）と綿密な調整の上で進めるものとし、打合せを随時実施する。

3 委託上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※見積書作成に当たっての消費税は、10%で算定すること。

4 スケジュール

令和4年7月 4日（月）	公告
令和4年7月13日（水）17時まで	質問書の提出期限
令和4年7月15日（金）	質問書への回答
令和4年7月19日（火）17時まで	参加表明書の提出期限
令和4年7月25日（月）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和4年7月27日（水）	プロポーザル審査委員会
令和4年7月28日（木）予定	審査結果の通知
令和4年7月29日（金）以降	契約締結

5 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

(1) 本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者であること）。

(2) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等

維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という）でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 募集要領及び各種様式の交付

募集要領及び各種様式等については、機構のホームページよりダウンロードできる。

URL : <http://fipo.or.jp/recruitment>

7 質問の受付

(1) 受付期限

令和4年7月13日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、機構担当宛に電子メールまたは FAX にて提出の上、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、電話による質問受付は行わない。

(3) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページにて公表する。

(4) 回答日

令和4年7月15日（金）

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和4年7月19日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書（第2号様式）を郵送、持参、FAXまたは電子メールにて提出期限までに提出すること。なお、FAXまたは電子メールの送信後は、電話で機構担当宛に送信した旨を連絡すること。

(3) その他

- ① 参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。
- ② 参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③ 参加者は、複数の企画提案を行うことはできない。
- ④ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年7月25日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

以下の書類を、機構担当者宛に、持参または郵送すること。

なお、提出部数は、紙媒体5部（正本1部、副本4部）とする。

① 企画提案書

原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、「令和4年度「復興知」事業活動報告会運営業務委託」仕様書を踏まえ、最低限下記項目について盛り込むこと。

なお、様式は日本産業規格A列4番とし、縦・横を問わない。

- ・仕様書の業務内容を踏まえた開催方法
- ・業務実施体制及び担当者業務経験
- ・委託業務実施工程表
- ・概算見積書（原本を正本1部に添付し、コピーを副本4部に添付すること）
- ・本業務と同程度規模のイベントに関して受託した事業の実績一覧
- ・新型コロナウイルス感染拡大等の影響により現地開催が困難となった場合における代替手段の検討案

② 会社概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（5部）

③ 役員一覧（第3号様式）

④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第4号様式）

10 企画提案書の無効

以下の1つ以上に該当する場合、参加表明書及び企画提案書（以下「企画提案書等」と

いう)は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記「5 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合（なお、提出期限の日までに 企画提案書等が到着しないことを理由に企画提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない）。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。
- (6) 提示した業務内容と大きくかけ離れている場合。
- (7) 提案内容に対して見積が不適切な場合。
- (8) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。
- (9) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く）。

11 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等の取扱いは、以下の通りとする。

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用できるものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書等の写しを作成し、使用できるものとする）。
- (5) 提出書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 契約予定者の選定方針

(1) 選定方式

業務受託者の選定は、別途設置する「令和4年度「復興知」事業活動報告会運営業務委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）が行うものとする。審査委員会は、企画提案書等の内容を総合的に評価し、受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって審査方法及び審査スケジュールが変更になる場合がある。

(2) プロポーザル審査

提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を受託予定者として選定する。

① 審査委員会実施日：令和4年7月27日（水）※時間については、別途連絡する。

② 審査委員会会場：機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル6階）（予定）

③ 概要

- ・1社あたりの出席者は2名以内とする。
- ・1提案者あたりの時間は、25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めない。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		30点
業務体制	・本業務を実施するうえで十分な体制であるか。 ・不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。	
スケジュール	・本業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	
事業実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか。	
企画提案内容		50点
業務理解	・本業務の目的や業務内容を理解しているか。	
企画性	・提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じているか。	
独創性	・仕様書に記載されている内容以外に、本業務の効果を高める提案をしているか。	
業務経費	・業務経費は適正であるか。	
プレゼンテーション		20点
取組意欲	・本業務に対する取組意欲があるか。	
知識・経験・コミュニケーション	・本業務を円滑に実施できる知識や経験、コミュニケーション能力があるか。	

(4) 結果通知

審査結果は、参加した全提案者に対して書面にて通知する。

(5) その他

- ① 審査の結果上位2社が同点となった場合には、低価格者を最優秀者として選定する。
- ② 採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。
- ③ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ④ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

なお、説明請求に対する回答の内容は「最優秀者の企業名、および請求者と最優秀者の審査時の総得点」を公表するものとする。

13 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、提案内容のとおり契約するものではなく、仕様については、締結交渉の上で機構と受託予定者が協議し、決定するものとする。

また、この手続きに参加した者が、「10 企画提案書の無効」に掲げた事項に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することとなった場合を含む）、または交渉の結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わない。なお、この場合、次点者と契約の締結交渉を行うものとする。

14 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

12 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8043

福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

教育・人材育成部 教育研究活動支援課

電話 024-581-6891 FAX 024-581-6898

E-mail : kyouiku-jinzaiikusei@fipo.or.jp